

1日45分×60日

2014 年版

第17回試験
対策用

ケア マネジャー

介護支援専門員

絶対合格 テキスト

国際医療福祉大学大学院講師

井上善行 編著



→赤シートで
テストに出る用語を
チェック!

→新介護保険法に
完全対応!

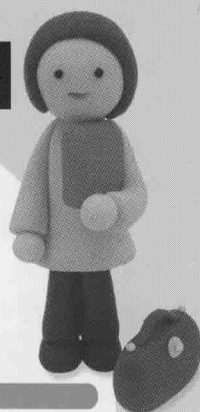
1日45分×60日

2014 年版

第17回試験
対策用

ケア マネジャー

介護支援専門員



絶対合格
テキスト

国際医療福祉大学大学院講師

井上善行 編著

→赤シートで
テストに出る用語を
チェック!

→新介護保険法に
完全対応!

大和書房

井上善行(いのうえ・よしゆき)

国際医療福祉大学大学院講師。東北大学文学部卒業、日本社会事業学校研究科修了、国際医療福祉大学大学院満了。博士(医療福祉学)。特別養護老人ホーム生活相談員、在宅介護支援センターソーシャルワーカー、居宅ケアマネジャーを経て、2011年より現職。社会福祉士、介護支援専門員。主な著書に『リハビリテーション・マネジメント——QOL向上のための哲学』(共著、日本医療企画)、『介護の生理学』(共著、秀和システム)など。介護、ケアマネジメントなどをテーマにした講演も多数。

にち ふん にち
1日45分×60日
ぜったいごうかく
ケアマネジャー絶対合格テキスト

2014年2月5日 第1刷発行

編著者 いのうえよしゆき 井上善行
発行者 佐藤 靖
発行所 だいわ 大和書房
東京都文京区関口1-33-4 〒112-0014
電話 03(3203)4511

装丁 福田和雄(FUKUDA DESIGN)
クレイ 竹田壮一朗
本文デザイン・DTP 有限会社ヴィンセント
編集協力 有限会社ヴィンセント 天野敦子 鮎川京子 佐藤雅美
本文印刷 シナノ
カバー印刷 歩プロセス
製本 ナショナル製本

©2014 Yoshiyuki Inoue Printed in Japan
ISBN978-4-479-79427-1
乱丁本・落丁本はお取り替えます。
<http://www.daiwashobo.co.jp/>

もくじ

はじめに	2
本書の使い方	4
近年の出題傾向と学習のポイント	8
ケアマネジャー(介護支援専門員)とは	10
介護保険制度の移り変わり 改正のポイント	13

1章 法律・ 関係法令関連

① 高齢化の進展と 高齢者を取り巻く状況の変化	18
① 従来の制度の問題点	22
① 社会保険方式の意義	24
① 介護保険制度創設のねらい	26
① 介護保険制度の目的等	28
① 保険者および 国、都道府県の責務等	32
① 被保険者	40
① 保険給付の手続き・種類・内容	46
① 事業所および施設	54
① 介護保険事業計画	70
① 保険財政	74
① 財政安定化基金等	78
① 地域支援事業と 地域包括支援センター	80
① 介護サービス情報の公表	88
① 国民健康保険団体連合会の 介護保険事業関係業務	90
① 審査請求	94
① 雑則	96
予想問題	98

2章 ケアマネジメント

① 介護保険制度における ケアマネジメント	100
① ケアマネジメントの 基本的理念と意義	102
① 介護支援専門員の役割と ケアマネジメントの記録	108
① 居宅介護支援サービス	112
① 介護予防支援サービス	120
① 施設介護支援サービス	126
予想問題	132

3章 保健医療・ 福祉サービス関連

高齢者介護総論

① 高齢者の身体的・精神的特徴と 起こりやすい疾病・障害	134
① バイタルサイン	142
① 検査の意義と結果の把握	144
① 介護技術の展開	146
① ケアにおけるリハビリテーション	150
① 認知症高齢者の介護	152
① 精神障害のある場合の介護	158
① 医学的な診断・治療と予後	160
① 現状の医学的問題のとりえ方	162
① 栄養と食事の介護	164
① 在宅での医療管理	166
① 感染症の予防	172

マークはそれぞれ試験科目の分野を表しています。

- 介護支援分野
- 保健医療サービス分野
- 福祉サービス分野

保 急変時の対応	176
保 健康増進と生活習慣病の予防	178
福 基礎相談・面接技術	182
福 ソーシャルワーク	184
福 援助困難事例への対応	186
福 ICFとQOL	188
福 高齢者虐待	190
福 成年後見制度・ 日常生活自立支援事業	192
保 ターミナルケア	194

居宅サービス事業名論

福 訪問介護および介護予防訪問介護	198
福 訪問入浴介護および 介護予防訪問入浴介護	204
保 訪問看護および介護予防訪問看護	210
保 訪問リハビリテーションおよび 介護予防訪問リハビリテーション	216
保 居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導	222
福 通所介護および 介護予防通所介護	228
保 通所リハビリテーションおよび 介護予防通所リハビリテーション	234
福 短期入所生活介護および 介護予防短期入所生活介護	240
保 短期入所療養介護および 介護予防短期入所療養介護	246
福 特定施設入居者生活介護および 介護予防特定施設入居者生活介護	250
福 福祉用具と住宅改修 (介護予防を含む)	256

地域密着型サービス事業名論

保 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	264
福 夜間対応型訪問介護	266
福 認知症対応型通所介護および 介護予防認知症対応型通所介護	268
福 小規模多機能型居宅介護および 介護予防小規模多機能型居宅介護	272
福 認知症対応型共同生活介護および 介護予防認知症対応型共同生活介護	276
福 地域密着型特定施設 入居者生活介護	280
福 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	282
保 複合型サービス	284
介護保険施設名論	
福 介護老人福祉施設サービス	286
保 介護老人保健施設サービス	290
保 介護療養型医療施設サービス	296
社会資源活用論	
福 公的サービスと その他の社会資源の導入	298
予想問題	304

4章 要介護・ 要支援認定分野

介護要介護認定の流れ	306
介護一次判定と二次判定の仕組み	310

さくいん	312
------	-----

●法令などの基準についてのおことわり

本書の記載内容は、2013年12月までに発表された法令および厚生労働省資料に基づいて編集されたものです。それ以降の変更、法改正については厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

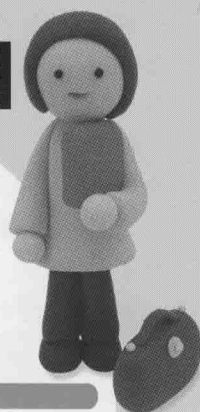
1日45分×60日

2014 年版

第17回試験
対策用

ケア マネジャー

介護支援専門員



絶対合格 テキスト

国際医療福祉大学大学院講師

井上善行 編著

→赤シートで
テストに出る用語を
チェック!

→新介護保険法に
完全対応!

大和書房

はじめに

本書は、ケアマネジャー(介護支援専門員)の資格を取得するためのテキストですが、資格取得後に、必ず覚えておきたい内容も含めて一冊にまとめました。

本試験は、合格率が20%を切る難関です。実際のテキスト学習では暗記もしなければいけません、専門用語がたくさんあり、ただ暗記するというだけでは追いつきません。その内容や流れ、関連性を理解していないと、問題を解くのは難しいでしょう。

本書で学習するにあたって、とにかく最後まで一度読み通すことをおすすめします。その際、わからないことがあっても読み終えることが大切です。そこで、ケアマネジメントの全体像、ひいては「高齢者の介護」の全体像が見えてきます。

さらに、テキストに書かれている内容を理解して問題が解けるというのと、そのまま暗記するというのでは、資格取得後にも大きく影響します。全体像がつかめず、本来の仕事ができなくなってしまいます。

ケアマネジャーは、ケアマネジメントの専門性を身につけたスペシャリストであり、ケアマネジメントという技術と知識を駆使用する専門家です。ケアマネジャーがどれだけの確かなケアマネジメントをできるかによって、利用者とその家族の介護ライフは、まったく違ってきます。アセスメントするなかから、その人に合った社会資源に結びつけていくことがケアマネジャーの核心に触れるところです。問題は何か、それを解消したり予防したり、根本のケア自体をよくしていくことが仕事です。

資格取得後、40～50時間の実務研修があります。しかし、それだけではまったく足りないのが現状です。資格取得前に、ケアマネジメント、制度を理解して確かなものにしておくことは、次へのステージに立てるかどうかがかかっています。

利用者やその家族の困っていることを、親身になって解決してくれるケアマネジャーがさらに増えることを願っています。

本書の特長

●一冊でOK

試験に頻出する項目、過去問題、予想問題だけをピックアップしています。

最後まで一通り読んで内容が理解できれば、暗記もしやすくなります。赤シートは、用語の確認など、直前対策に使ってください。

●『六訂 介護支援専門員基本テキスト』& 「試験問題出題範囲および解答免除の範囲」 に準拠

介護支援専門員実務研修受講試験問題は、厚生労働省が作成した「試験出題範囲および解答免除の範囲」を基準に作られています。本書は、出題範囲の各項目をピックアップして、順番にまとめているので、効率よく進められます。

●1日45分×60日

毎日でなくてもOKです。60日間で試験範囲を集中的に学習でき、ケアマネジメントの基礎知識が身につきます。

●コンパクトで携行しやすい

A5判の約300ページに出題範囲をすべて網羅し、重要項目がまとまっているので、試験直前まで、いつでも、どこにでも、手軽に持ち運ぶことができます。

本書の使い方

1 試験問題出題範囲を チェック

「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」の項目と「ここで学ぶこと」をチェックしましょう。

2 試験科目の分野を チェック

「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」の試験科目の分野です。「保健医療」と「福祉」については、受験者の法定資格によって解答免除(p.12)となるものもあるので参考にしてください。

3 該当ページを チェック

『六訂 介護支援専門員基本テキスト』の該当ページです。
①は第1巻、②は第2巻、③は第3巻を示しています。

4 学習ペースの参考に

60日間の目安です。1日(45分)に4ページor6ページとしていますので、学習ペースの参考にしてください。

5 赤シートを使ってチェック

重要部分が赤文字になっているので、赤シートを使ってチェックすることも可能です。

1

介護保険制度の目的等

こころ
ゆがむ

3
月

4
月

2

3

介護保険制度の概要を把握する

介護保険の全体像をつかむ

介護保険制度の仕組みと保険給付の基本理念を知る

社会保険、社会保険、介護保険の体系

社会保険の体系

社会保険とは、①社会的責任において、②生活困難・不安定な状態に陥った国民を対象に、③生活を健やかで安心できるようにするためのことを目的に、④生活を保障する給付を行う制度です。社会保険には3つの中心の制度があります。

社会保険	医療保険、介護保険、年金保険、雇用保険(失業保険)、労務保険
公的扶助	生活保護
社会福祉	児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、社会手当(児童手当など)

社会保険制度は、給付に必要な財源をどのように集めるかによって、①社会負担(主に保険料の徴収)、②社会扶助(主に税金・公費負担)に分けることができます。また、給付の種類によつて、①現物給付、②金銭給付に分けることもできます。現物給付は、さらに①福祉サービス、②医療サービスに2つに大別できます。金銭給付には、年金支給、失業手当支給などがあります。

社会保険の種類

社会保険は、対 **5** 国民差別的な種類、被保険者の種類、また、区域・職業・年齢と保険給付期間の長短などによって区分することができます。

介護保険の全体像と特徴

介護保険は、市町村を単位(p.32)とし、基本的に40歳以上の居住者を被保険者として、介護サービスの提供を主に行

6 用語解説

本文中に出てくる用語を詳しく解説しています。

7 欄外解説で理解を深める

本文と関連して覚えておきたいことを解説しています。

8 過去問題と予想問題をチェック

試験問題出題範囲の項目に該当する過去問題で、学習した内容を復習してください。また、p.98、p.132、p.304の予想問題にもチャレンジしてください。

う社会保険です。「地域保険」であり、「短期保険」でもあります。

●介護保険制度の全体像



医療保障の体系

医療保障制度は、以下の2つに分けられます。

①医療提供体制	医療施設にかかるとの制度(病院、診療所等)
②医療費保障制度	医療従事者にかかるとの制度(医療法、歯科医療法、保健師助産師看護員法等)
	社会保険である「医療保障制度」
	社会扶助である「公費負担医療制度」

高齢者の保健・医療・福祉の体系

高齢者福祉の分野では、介護保険法によるサービス提供が

介護保険制度第1章 介護保険制度の目的等 29

居住状況	新規に転入	転入市・市界接	転出市・市界接	転出市・市界接
転入市・市界接 対象施設に入居した	A市市界接 A市市界接 A市市界接	転入市・市界接 A市市界接 A市市界接	転出市・市界接 A市市界接 A市市界接	転出市・市界接 A市市界接 A市市界接
2つ以上の施設のうち すべてに居住性を有している	A市市界接 A市市界接 A市市界接	転入市・市界接 A市市界接 A市市界接	転出市・市界接 A市市界接 A市市界接	転出市・市界接 A市市界接 A市市界接
養老ホーム等 に入居している人 が、住所地特例 対象施設に入居した	A市市界接 A市市界接 A市市界接	転入市・市界接 A市市界接 A市市界接	転出市・市界接 A市市界接 A市市界接	転出市・市界接 A市市界接 A市市界接

被保険者が住所地特例にある場合、保険者である市町村に対して各種の手続きを行う必要があります。

転出して別の市町村の施設に入居する場合	転出市・市界接特例適用
施設を退所して元の住所に戻る場合	転入市・市界接特例適用
施設を退所し、そのまゝ別の施設に入居する場合	住所特例適用

被保険者証

介護保険被保険者証は、被保険者であることを示す証明書です。様式は全国一律です。被保険者証は、
・要介護認定を受けるときは市町村に
・サービスを受けるときは事業者や施設に提示します。
第1号被保険者はすべての者に、第2号被保険者は要介護認定認定申請を行った人と、被保険者証交付を申請した人に交付されます。
もし、被保険者の資格を失った場合は、すみやかに返還しなければなりません。また、紛失したり汚れたりしたときは、その被保険者証を返付して再交付の申請を行います。失くしたときも再交付の申請を行い、申請後に失くした被保険者証が見えたら、すみやかに返還します。

●介護保険被保険者証

chrest 市町村 2007.7

- 1 介護保険被保険者とは、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の国民の者をいう。
- 2 市町村は、被保険者として、その区域内に住所を有する第1号被保険者の被保険者証の交付を受けることができる。
- 3 介護老人福祉施設の入居者は、その介護老人福祉施設の指定を行った市町村の被保険者となる。
- 4 第1号被保険者とは、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者をいう。
- 5 第1号被保険者が生活保護の被保険者となった場合でも、介護保険の被保険者資格は喪失しない。

介護保険制度第3章 被保険者 45

もくじ

はじめに	2
本書の使い方	4
近年の出題傾向と学習のポイント	8
ケアマネジャー(介護支援専門員)とは	10
介護保険制度の移り変わり 改正のポイント	13

1章 法律・ 関係法令関連

① 高齢化の進展と 高齢者を取り巻く状況の変化	18
① 従来の制度の問題点	22
① 社会保険方式の意義	24
① 介護保険制度創設のねらい	26
① 介護保険制度の目的等	28
① 保険者および 国、都道府県の責務等	32
① 被保険者	40
① 保険給付の手続き・種類・内容	46
① 事業所および施設	54
① 介護保険事業計画	70
① 保険財政	74
① 財政安定化基金等	78
① 地域支援事業と 地域包括支援センター	80
① 介護サービス情報の公表	88
① 国民健康保険団体連合会の 介護保険事業関係業務	90
① 審査請求	94
① 雑則	96
予想問題	98

2章 ケアマネジメント

① 介護保険制度における ケアマネジメント	100
① ケアマネジメントの 基本的理念と意義	102
① 介護支援専門員の役割と ケアマネジメントの記録	108
① 居宅介護支援サービス	112
① 介護予防支援サービス	120
① 施設介護支援サービス	126
予想問題	132

3章 保健医療・ 福祉サービス関連

高齢者介護総論

① 高齢者の身体的・精神的特徴と 起こりやすい疾病・障害	134
① バイタルサイン	142
① 検査の意義と結果の把握	144
① 介護技術の展開	146
① ケアにおけるリハビリテーション	150
① 認知症高齢者の介護	152
① 精神障害のある場合の介護	158
① 医学的な診断・治療と予後	160
① 現状の医学的問題のとりえ方	162
① 栄養と食事の介護	164
① 在宅での医療管理	166
① 感染症の予防	172

マークはそれぞれ試験科目の分野を表しています。

- 介護支援分野
- 保健医療サービス分野
- 福祉サービス分野

保 急変時の対応	176
保 健康増進と生活習慣病の予防	178
福 基礎相談・面接技術	182
福 ソーシャルワーク	184
福 援助困難事例への対応	186
福 ICFとQOL	188
福 高齢者虐待	190
福 成年後見制度・ 日常生活自立支援事業	192
保 ターミナルケア	194

居宅サービス事業名論

福 訪問介護および介護予防訪問介護	198
福 訪問入浴介護および 介護予防訪問入浴介護	204
保 訪問看護および介護予防訪問看護	210
保 訪問リハビリテーションおよび 介護予防訪問リハビリテーション	216
保 居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導	222
福 通所介護および 介護予防通所介護	228
保 通所リハビリテーションおよび 介護予防通所リハビリテーション	234
福 短期入所生活介護および 介護予防短期入所生活介護	240
保 短期入所療養介護および 介護予防短期入所療養介護	246
福 特定施設入居者生活介護および 介護予防特定施設入居者生活介護	250
福 福祉用具と住宅改修 (介護予防を含む)	256

地域密着型サービス事業名論

保 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	264
福 夜間対応型訪問介護	266
福 認知症対応型通所介護および 介護予防認知症対応型通所介護	268
福 小規模多機能型居宅介護および 介護予防小規模多機能型居宅介護	272
福 認知症対応型共同生活介護および 介護予防認知症対応型共同生活介護	276
福 地域密着型特定施設 入居者生活介護	280
福 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	282
保 複合型サービス	284
介護保険施設名論	
福 介護老人福祉施設サービス	286
保 介護老人保健施設サービス	290
保 介護療養型医療施設サービス	296
社会資源活用論	
福 公的サービスと その他の社会資源の導入	298
予想問題	304

4章 要介護・ 要支援認定分野

介護要介護認定の流れ	306
介護一次判定と二次判定の仕組み	310

さくいん	312
------	-----

●法令などの基準についてのおことわり

本書の記載内容は、2013年12月までに発表された法令および厚生労働省資料に基づいて編集されたものです。それ以降の変更、法改正については厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

近年の出題傾向と学習のポイント

本書は、厚生労働省が作成した「介護支援専門員実務研修受講試験の試験出題範囲および解答免除の範囲」に準じて構成しています。各分野の近年の出題傾向をみながら、学習してください。

よく、本試験が難しいといわれますが、難問は、受験者全員にとって共通して難しいのです。あなた一人が理解できないのではなく、ほぼ100%の方が理解できないといってよいでしょう。しかし、本試験や本書に書いてあることは、すべて何らかのかたちで、困っている利用者のために必要であることは間違いないので、どの知識も無駄なことは一つありません。実務からすれば遠回りにみえるかもしれませんが、利用者にはいいケアを提供できるか、問題を解決できるかということを考えながら学習することをおすすめします。

いわゆる“引っかけ問題”も例年何問か出題されていますが、正解しなくてもOKです。正答率70%を目指して、確実に基本知識を理解しましょう。

1章 法律・関係法令関連

●出題傾向

出題で中心になるのは、法律・法令関

係なので、ここでどれだけ点数ミスなくせるかということが大切です。

昨年は、介護保険改正の問題が最初に2問出ています。介護保険の歴史の流れをつかんでおきましょう。地域包括ケア、支援センターの設置、認知症に対する政策など2011(平成23)年に法改正がされています。これから国が力を入れていくテーマに関しては、出題されやすい傾向があります。また介護保険財政問題も、毎年数問出ています。介護保険にかかる費用が増加していることから、負担、お金の集まり方などについても、サービスを提供する側がおさえておくべきことです。

●学習のポイント

用語を正確に覚えられるかが重要になってきます。似ている用語でもまったく内容が違う用語がたくさん出てくるので、繰り返し学習して覚えてください。試験直前も、法律・関係法令関連を必ずチェックしてください。

2章 ケアマネジメント

●出題傾向

全体の問題数としては少ないのですが、ケアマネジャーとしての基本的な視点、態度、倫理観、事業所との取り決め、

記録、アセスメント、モニタリング、ケアマネジメントなどの基本知識は必須です。最近では、施設のケアマネジメントに関しても出題されています。

●学習のポイント

将来、あなたがケアマネジャーになる時のことをイメージしながら学習するのがよいでしょう。ケアマネジャーになって、絶対身につけておかなければならないことが書かれています。ここで不明なところがあると、実務で困ってしまうことになります。居宅支援介護事業所で働いていくうえで、介護報酬、加算、アセスメント、モニタリングに関することは、自分の業務の一つになっていきます。

の施行に伴い、発見時の通報義務、報告に関するもの、権利擁護のところでは、成年後見制度、日常生活自立支援事業に関するものが頻出しています。生活保護に関する問題は必須です。

●学習のポイント

実務でも、利用者への直接支援に欠かせない内容を含む分野です。解答免除の範囲がありますが、最近の試験では医療・福祉の横断的な総合問題も出ます。免除にかかわらず、すべてのページに目を通すことをおすすめします。

病気に関しては、用語事典などを一冊そばに置いておくといいでしょう。利用者の既往歴などを確認する際にも役立ちます。

3章

保健医療・福祉サービス関連

●出題傾向

保健医療では、高齢者がかかりやすい疾患、加齢に伴う身体的な変化、検査値については、もっとも問われるところで、実務においても欠かせない知識です。また、認知症についての理解も十分に深めましょう。昨年は、服薬管理、薬剤、在宅の医療器具に関する問題も出されました。

福祉サービスでは、高齢者虐待防止法

4章

要介護・要支援認定分野

●出題傾向

昨年は、認定分野の出題は1問でした。難問ではありませんが、介護認定審査会と介護保険審査会のそれぞれの役割、機能についての違いについて出題されます。

●学習のポイント

全国的に介護度の度合いが統一されているため、覚えやすいところですが。認定の流れや原則を確実にしておきましょう。

ケアマネジャー(介護支援専門員)とは

ケアマネジメントの要

介護保険制度において介護を必要とする人のために、ケアプラン(介護サービス計画)の作成や介護サービスの調整・管理を行います。介護を必要とする高齢者などが、在宅生活を続けていくには、医療・保健・福祉に関するさまざまなサービスが必要となります。その際、その人によってニーズが異なり、公的サービスやボランティア、近隣の支援など、利用できる社会資源もさまざまです。

介護支援サービスは、利用者のニーズと社会資源を結びつけ、利用者に総合的・一体的・効率的にサービスを提供するシステムとして創設されたものです。そして、このシステムの中心となって働くのが、ケアマネジャーです。

ケアマネジャーの主な仕事

- ・アセスメント：利用者とその家族の相

談に応じ、利用者の課題を分析して(アセスメント)何が必要かを把握する。

- ・ケアプラン作成：医師や看護師、サービス事業者などと会議を開き、利用者が必要なサービスを適切に利用できるようなケアプラン(介護サービス計画)を作成する。
- ・モニタリング：サービスの実施にあたり、市町村、サービス事業者などと連絡を取り合って、サービスを仲介する。同時に、現在のサービスが適切か、追加したほうがいいサービスはないかなど、継続的にモニタリングする。

ケアマネジャーの働く場所

- ①居宅介護支援事業所
 - ②地域包括支援センター
 - ③地域密着型サービス事業所
 - ④介護保険施設
- が主要な就業場所となります。

介護支援専門員実務研修受講試験

受験資格

- 1 次の①～④の期間が通算して5年以上で、その業務に900日以上従事した者
- ①次の資格をもち、その業務に従事した期間
- 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、

歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

- ②「施設などにおいて必置の相談援助業務に従事する者」と、「法律に定められた相談援助業務に従事する者」が、その業務に従事した期間

③試験日の前日までに、下記の条件のいずれかを満たしている「その他の相談援助業務に従事する者」が、その業務に従事した期間

④試験日の前日までに、下記の条件のいずれかを満たしている「介護などの業務に従事する者」が、その業務に従事した期間

〔条件〕

- a. 社会福祉主事任用資格を取得していること。
- b. 介護職員初任者研修課程(旧：介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修2級課程)またはこれに相当する研修を修了していること。
- c. 上記、①の資格を取得していること。
- d. 一定の相談援助業務従事者として1年以上勤務していること。

2次の期間が10年以上で、従事した日数が1800日以上のある者

社会福祉主事任用資格などをもっていない「介護などの業務に従事する者」が、その業務に従事した期間

* 自分が受験資格を有する者に該当するかどうか、また受験手続きの詳細などについては、各都道府県の担当部署に必ず問い合わせてください(欠格事由も定められています)。

受験手続き

- ・ **受験申込み受付期間**：試験2～4か月前の数週間～1か月程度(都道府県によって異なる)
- ・ **試験日**：例年10月下旬の日曜日(全国共通)
- ・ **受験地**：受験申込みを受け付けた都道府

県が指定

- ・ **合格発表**：例年12月ごろ

* 受験資格に該当する業務に従事している方は、勤務先の都道府県、受験資格に該当する業務に現在従事していない方は住所地の都道府県に問い合わせ受検要項を取り寄せてください。

試験の概要

●試験科目

以下の3分野・4項目です。

1 介護支援分野

- ・ 介護保険制度と介護支援サービスなど

2 保健医療サービス分野

- ・ 基礎：高齢者の疾患、介護、保健医療サービス各論
- ・ 総合：検査などの医学知識など

3 福祉サービス分野

- ・ 相談援助、福祉サービス各論、他制度など

●出題方式

- ・ 5肢複択方式：5肢から正解を複数選択して解答

●解答免除(p.12)

受験資格にある法定資格をもつ場合は、いくつかの分野の試験が免除

●合格ライン

介護支援分野で70%程度の正解率、それ以外の分野は合計点で70%程度の正解率(合計点は解答免除の範囲により異なる)が基準。問題の難易度によって毎年補正される。

●合格率(p.12)

合格率は低下傾向。3年連続で20%を下回っている。

■解答免除

分野 保有資格	介護支援 分野	保健医療サービス分野		福祉サービス 分野	解答 問題数	解答 時間
		基礎	総合			
	25問	15問	5問	15問		
①医師、歯科医師	受験	免除	免除	受験	40問	1時間 20分
②薬剤師、保健師、助産師、看護師、 准看護師、理学療法士、作業療法士、 視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、 言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)	受験	免除	受験	受験	45問	1時間 30分
③社会福祉士、介護福祉士、 精神保健福祉士	受験	受験	受験	免除	45問	1時間 30分
①と②の資格あり	受験	免除	免除	受験	40問	1時間 20分
①と②と③または①と③の資格あり	受験	免除	免除	免除	25問	50分
②と③の資格あり	受験	免除	受験	免除	30問	1時間
上記の資格なし	受験	受験	受験	受験	60問	2時間

■過去16回の受験者数・合格者数・合格率

	受験者数	合格者数	合格率
第1回(1998年度)	207,080人	91,269人	44.1%
第2回(1999年度)	165,117人	68,090人	41.2%
第3回(2000年度)	128,153人	43,854人	34.2%
第4回(2001年度)	92,735人	32,560人	35.1%
第5回(2002年度)	96,207人	29,508人	30.7%
第6回(2003年度)	112,961人	34,634人	30.7%
第7回(2004年度)	124,791人	37,781人	30.3%
第8回(2005年度)	136,030人	34,813人	25.6%
第9回(2006年度)	138,262人	28,391人	20.5%
第10回(2007年度)	139,006人	31,758人	22.8%
第11回(2008年度)	133,072人	28,992人	21.8%
第12回(2009年度)	140,277人	33,119人	23.6%
第13回(2010年度)	139,959人	28,703人	20.5%
第14回(2011年度)	145,529人	22,332人	15.3%
第15回(2012年度)	146,586人	27,905人	19.0%
第16回(2013年度)	144,397人	22,322人	15.5%
合計	2,190,162人	596,031人	—